

# 第1章 基礎編

1. 用語の定義
2. 要配慮者の特徴と必要な支援
3. 避難行動要支援者名簿とは
4. 名簿の登録ステップ（登録から活用までのイメージ）
5. 名簿の管理方法

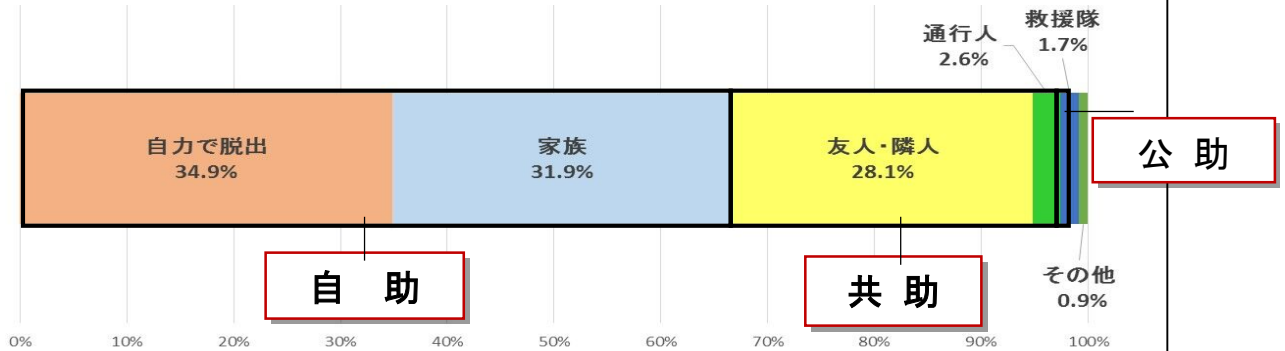
第1章では、避難行動要支援者名簿に関する基礎的なことを記載しています。自主防災活動において、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するためには、登録のルールや名簿の適切な管理方法など、基礎的なことを理解しておくことが重要です。



## トピックス～過去の災害から～

阪神・淡路大震災の際に生き埋めになった人や

閉じ込められた人を救ったのは身近な人達でした



出典：内閣府 平成 29 年度版防災白書  
(社) 日本火災学会 (1996) 「1995 年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」から作成

この図から、災害が起こったときにまず頼れるのは、自分自身や家族、地域の人たちだということがわかります。

### 一刻を争うとき、行政の支援より地元が早い！

過去の災害の教訓として、大規模な災害が発生した直後は、行政には多くの通報が殺到し、交通も寸断され、支援は間に合わないことが分かっています。

そんな中で過去の大規模災害のときに、被害が少なかった地域では、

- 地域で支援が必要な人の名簿を作り、把握に努めていた。
- 日頃からお互いに挨拶を交わし、声をかけあっていた。
- 当事者を含む避難訓練等の防災訓練に取り組んでいた。



こういった地域では、実際に災害が起きて、行政や消防などの“公助”が十分な機能を果たせないときでも、地域住民の間で安否確認や情報伝達がスムーズに行われたため、被害の軽減に繋がったとされています。

## 1. 用語の定義

### (1) 要配慮者（ようはいりょしゃ） ※1

災害時に配慮が必要な方です。

例えば・・・

#### ○高齢者

- ・一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- ・寝たきりの方
- ・認知症の方 など

#### ○障がいのある方

- ・視覚、聴覚、言語が不自由な方
- ・肢体が不自由な方
- ・内部障がいのある方
- ・精神障がいのある方
- ・知的障がいのある方
- ・難病をお持ちの方 など

#### ○手助けが必要な場合もある方

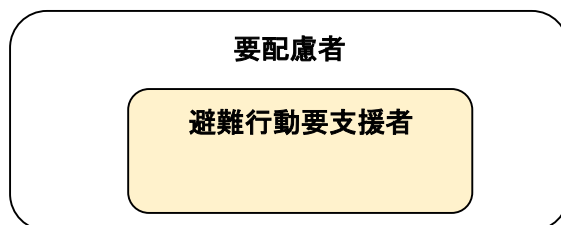
- ・妊産婦
- ・乳幼児、児童
- ・けがや病気の方
- ・外国人の方 など



### (2) 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ） ※2

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、避難の際に特に支援を要する方です。

#### イメージ図



(根拠法)

※1 災害対策基本法 第8条第2項第15号

※2 同 法 第49条の10

## 2. 要配慮者の特徴と必要な支援

どんな支援が必要？ ～ニーズにあった支援を考えておこう～

要配慮者は、自力で避難ができない、災害情報を入手できない、助けを呼ぶことができないなど、必要とする支援の内容が一人ひとり異なります。

体をうまく動かす  
ことができません

目が見えません。  
(見えにくいです)

耳が聞こえません。  
(聞こえにくいです)

人の話を理解する  
のが困難です。

大きな声を上げる  
ことや動けなくな  
ることがあります。

大勢の人の中にい  
ることが困難です。

声かけの基本フレーズ「お手伝いできることはありますか？」

やさしく、分かりやすく、ていねいに を心がける

**事前に、本人と地域、行政の協力のもと**

**一人ひとりの個別支援計画を策定しておきましょう！**



## 登録台帳の表面のイメージ

【様式2】

### 避難行動要支援者登録台帳・個別支援計画

登録申込 年 月 日 打出日 年 月 日 登録番号

校区名		自治会名		自治区等	
	校区				

登 録 者			
フリガナ	性 別	生 年 月 日	年 齢
氏 名	男 ・ 女	年 月 日	歳
住所			
電話	固定電話：	FAX：	
	携帯電話：		
登録理由		世帯状況	
特記事項			
避難場所	避難予定の避難場所 避難所1 避難所2 避難所3		
支援区分	未設定 低 避難情報を伝えれば、自力で避難できる 中 付き添いがあれば自力で避難できる 高 車椅子、寝たきりなどで、自力での避難は困難		
位置図			

## 登録台帳の裏面のイメージ

緊急連絡先 (家族・親族 他)		
フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ	続柄	電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：
住所		

地域協力者 (地域で避難行動要支援者の支援に協力できる個人・団体)		
<b>①個人 (支援について同意取得済の方)</b>		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：
住所		
<b>②団体 (自主防災組織、自治区等)・個人 (地域で選択した支援者)</b>		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：                      E-mail：
住所		
フリガナ		電話番号
氏名		固定電話：                      FAX： 携帯電話：                      E-mail：
住所		

## ◆避難行動要支援者名簿の基礎知識

### (1) 名簿の登録方式

#### 申請主義

(支援者への名簿提供に同意する方の情報を、地域の支援者と平常時から共有)

### (2) 名簿の登録対象者

在宅で、災害時に自力又は家族の協力による避難が困難な

- 要介護3以上の認定を受けている者
- 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- 療育手帳Aの交付を受けている者
- 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者
- 要配慮者であって、名簿情報の避難支援等関係者への事前提供に同意する者
- 平成31年2月末現在において、災害時要援護者名簿に登録している者

### (3) 名簿の提供先 【 避難支援等関係者 】

- 自主防災組織 (校区コミュニティ組織、自治会)
- 民生委員・児童委員
- 消防団
- 久留米広域消防本部
- 久留米警察署・うきは警察署
- 市社会福祉協議会
- 校区社会福祉協議会

## ◆ポイント

登録対象者と避難支援等関係者が、日頃から機会を捉えて関わり、一緒に考えることが重要です。

既登録者についても、登録後状況が変わっていきます。当事者と日頃から接している地域のみなさんによる登録内容の確認・見直しを奨めます。

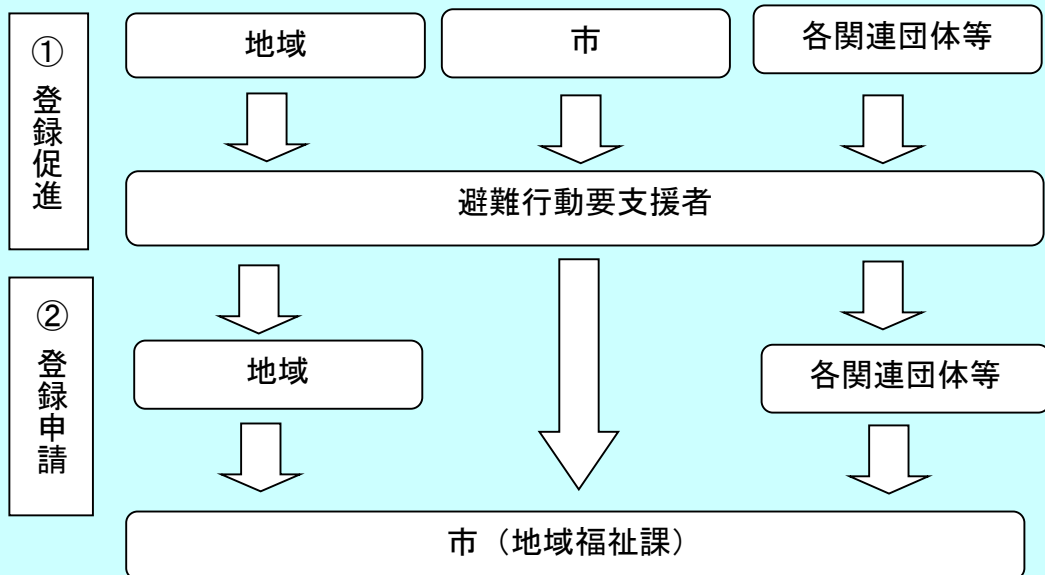


## 4. 名簿の登録ステップ

### ○ステップ1 登録申請

支援を希望する方は、市地域福祉課に登録申請

#### ◆名簿登録までの流れ



#### 【登録申請窓口】

- ・ 久留米市健康福祉部地域福祉課 市役所本庁 14 階 (Tel.0942-30-9174)
- ・ 各総合支所市民福祉課、各校区コミュニティセンターにも登録申込書を準備

#### ◆ポイント

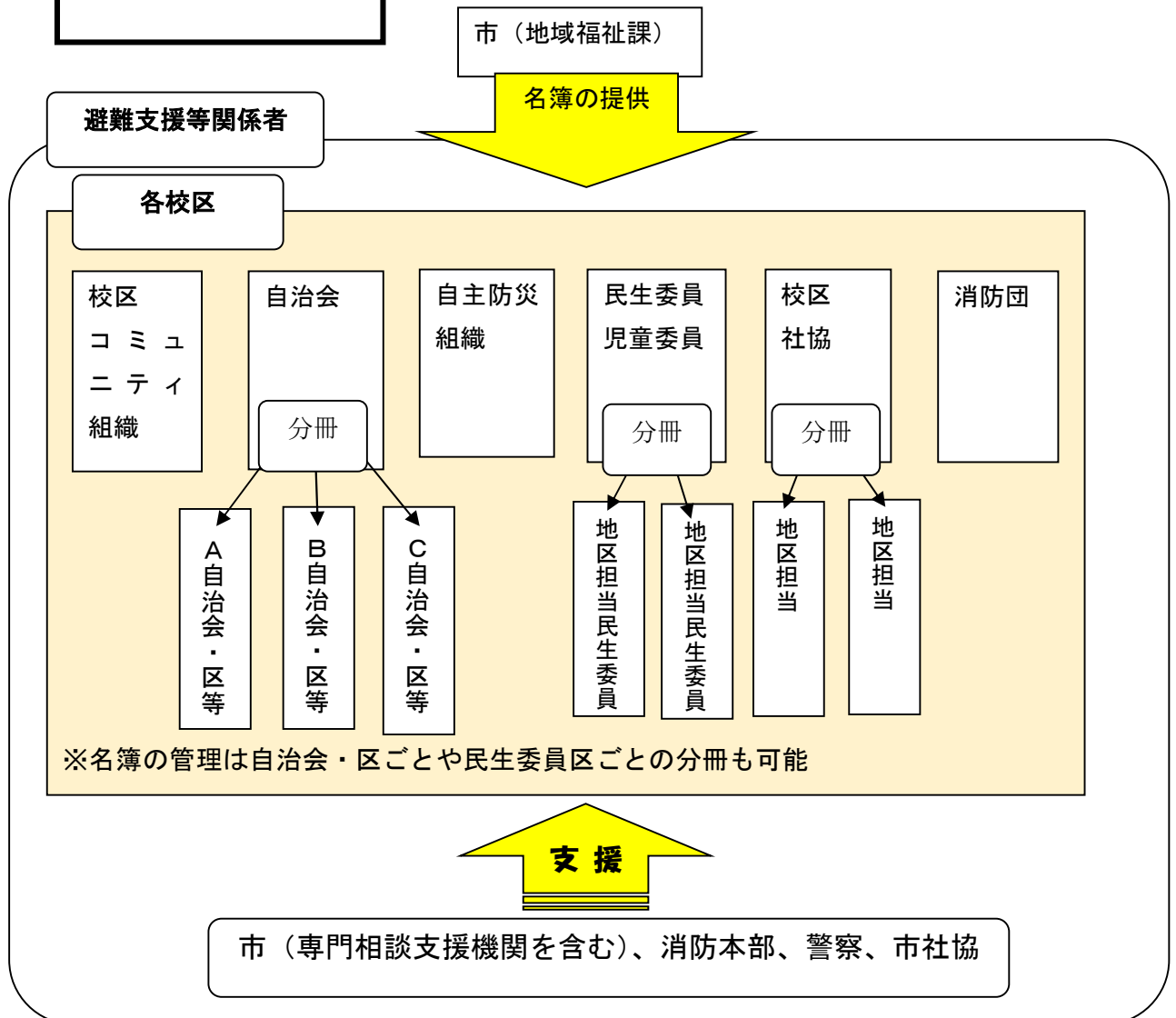
- ・ 避難行動要支援者への名簿登録促進は、市、地域、関係団体等、多様な主体が当事者と日頃から関わり、一緒に考えるなど、きめ細かい働きかけが大切
- ・ 登録申請は多様なルートで受け付けています。  
市への直接申請のみならず、日頃から顔見知りの地域の皆さん（自治会、民生委員・児童委員、ふれあいの会会員の方など）や各関連団体等を通じて市に申請も可能
- ・ 名簿登録や登録情報の見直し（転居や施設入所に伴うもの）など、地域の自治会や民生委員・児童委員等が協力して行うことで、より正確で支援につながる名簿づくりにつながります。

○ステップ2 名簿情報の共有

名簿（登録内容）を地域と行政で共有

- 自主防災組織（校区コミュニティ組織、自治会）
- 民生委員・児童委員 ○消防団 ○久留米広域消防本部
- 久留米警察署・うきは警察署 ○市社会福祉協議会
- 校区社会福祉協議会

名簿の提供イメージ



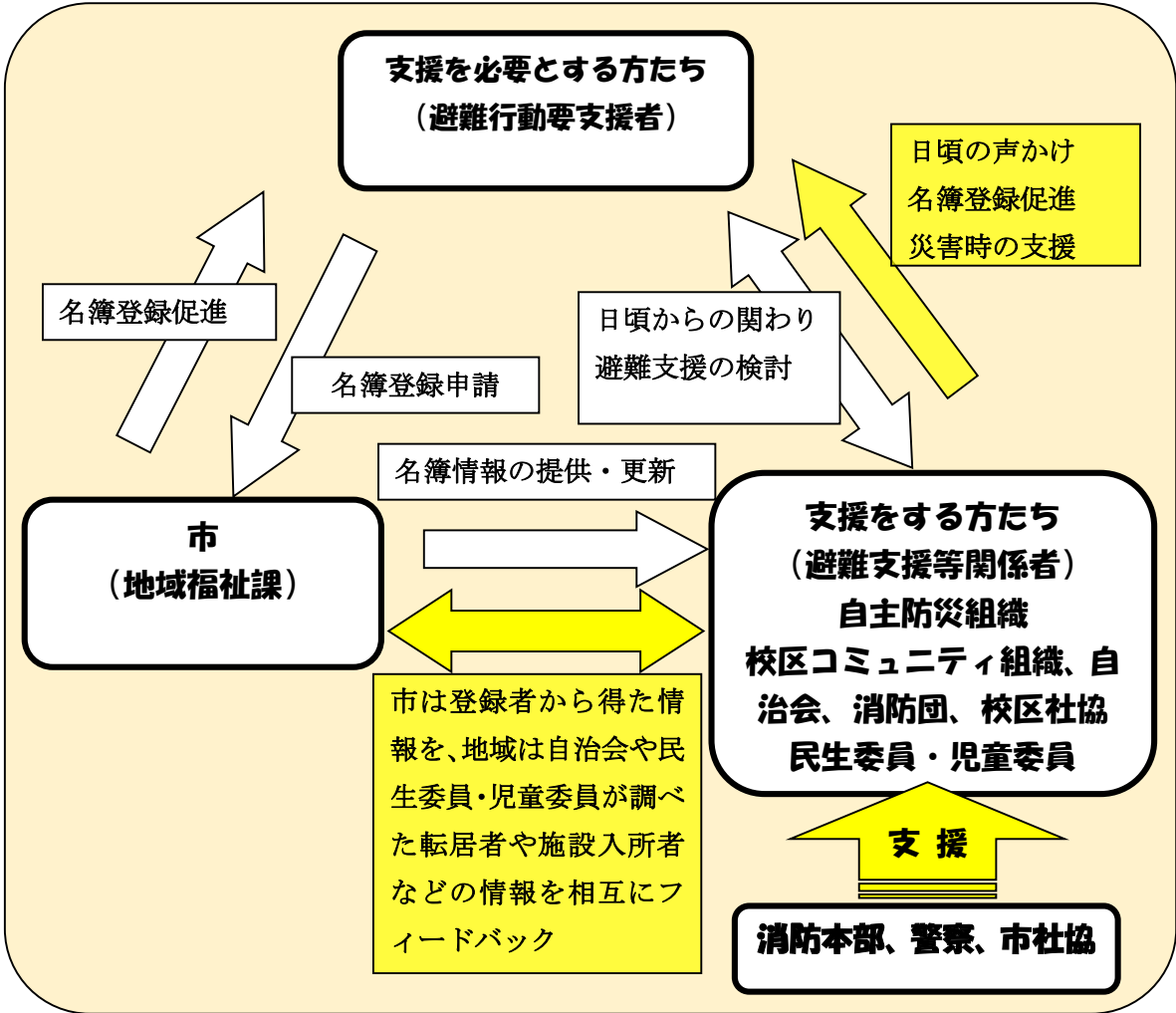
※名簿の管理は自治会・区ごとや民生委員区ごとの分冊も可能

◆ポイント

名簿情報は、毎年、新たな情報に更新

○ステップ3 名簿の活用

日頃の声かけ・見守り、災害時の避難情報の伝達・安否確認  
 ・避難行動支援等に活用



◆ポイント

- ・日頃のつながりが、災害時の支援にも大いに役立ちます。
- ・名簿登録の際には、避難支援等関係者への情報提供について、全登録者から同意をもらっています。

## 5. 名簿の管理方法

名簿には避難行動要支援者の“個人情報”が含まれているため、適切な管理と取扱いの注意が必要です

### ◆ポイント

#### 【平常時】

- 名簿の管理用バインダーを市（地域福祉課）より提供  
自治会・区、民生委員ごとの分冊も対応可
- 名簿の保管場所を定め、紛失・盗難防止に努める
- 名簿の複写は行わない  
（※一旦、複写して配布すると回収は非常に困難なため）
- 役職者の交代などの際には確実に名簿の引継ぎを行う  
（※引継ぎ簿を活用）
- 日頃から避難支援等関係者が連携して、避難行動要支援者に関わり、一緒に災害時の対応を検討

ただし、

#### 【災害時】

- 災害時は、個人情報にとらわれることなく、人命が最優先！